

HPVワクチン(子宮頸がん予防接種)について

◆キャッチアップ接種は令和7年3月末で終了します。

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から実施している「キャッチアップ接種」の期間は令和7年3月末までとなっております。接種完了に約6か月かかるため、「希望の方はお早めの接種をご検討ください」。

【対象者】平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性

【予診票】令和4年度にお届け済みの予診票をご使用ください。

※転入や紛失などで予診票がお手元のない方は再発行します。保健福祉課までご連絡ください。

◆任意接種費用の助成(償還払い)の対象となる場合は、早めの申請をお願いします。

町では、HPVワクチンの積極的接種勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンを自費(任意接種)で接種した方に、自己負担分の費用を助成(償還払い)しています。

【対象者】次の①～⑤のすべてに該当する方

- ①平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女性
 - ②令和4年4月1日時点で南越前町に住民登録がある方
 - ③高1(16歳)となる日の属する年度の末日までに、3回の定期接種を完了していない方
 - ④高2(17歳)となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに実費で任意接種を受けた方
 - ⑤償還払いを受けようとする接種回数について、キャッチアップ接種を受けていない方
- 【申請方法】申請用書類をお送りしますので、保健福祉課にご連絡をお願いします。

町ホームページからもダウンロードできます。

※提出物①ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請書兼請求書

②被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー(免許証など)

③振込希望先金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー

④接種記録が確認できる書類

【母子健康手帳】予防接種の記録「欄」の「コピー」または証明書(※)「

※母子健康手帳に記録がない場合は、「任意接種助成申請用証明書」をご提出ください。

【助成金額】1回あたり14,871円～15,226円(接種年度により異なります)

【提出期限】令和7年3月31日

問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007



町ホームページ

早期療育支援金支給のご案内

町では、障がいのある6歳未満の児童を送迎する保護者に対し、児童の発育期の適時に、障がいの軽減や機能向上を目的とし、町外の施設や病院に通所・通院する場合に、支援金を支給しています。

【対象児】

町内に居住し、心身に障がいを有する6歳未満の児童

※手帳の有無は問いません。

※満6歳に達した日の属する年度までが対象です。

【支給対象者】

対象児の保護者で、次のいずれにも該当する方

・町内に住所を有し、対象児と同居していること

・通所または通院のため、対象児を送迎していること

【支給額】

越前市内に通所または通院する場合

1回あたり 500円

越前市以外に通所または通院する場合

1回あたり 1,000円

【申請月】

7月、10月、1月、4月が申請月です。申請月の前3か月分について申請すると、その翌月に支援金が支給されます。

【申請方法】

早期療育支援金支給申請書兼請求書、通所・通院証明書を持参のうえ、保健福祉課まで申請をお願いします。

※詳細については町ホームページをご覧ください。ただくか、保健福祉課までお問い合わせください。



町ホームページ

問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007